

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0872)

第1回専門部会

令和6年7月26日 非公開

開催日時	令和6年7月26日	9時30分～10時00分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度群馬県最低賃金専門部会の運営について 2 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 3 群馬県最低賃金改定決定に係る審議について 		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計7名でございます。</p> <p>よって本専門部会は最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、公益代表の■■■■委員及び使用者代表の■■■■委員におかれましては所用により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
-----	---

事務局	<p>賃金室長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまから、群馬地方最低賃金審議会第1回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>令和6年度の第1回目の会議でございます。部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、私ども事務局において司会進行をさせていただきます。</p> <p>最初に、本専門部会の開催にあたりまして、津田労働基準部長からご挨拶申し上げます。</p>
労働基準部長	<p>労働基準部長の津田でございます。</p> <p>暑い中本年度もご審議どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本年度の第1回目の群馬県最低賃金専門部会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、改めてでございますが、大変お忙しい中、またお暑い中、専門部会委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本年も、この専門部会における審議につきましては、各委員方の思いをしっかりとぶつけていただくようなご審議になろうと思っておりますが、どうぞ真摯なご議論をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、既にご承知のことと思っておりますが、昨日本年度の目安につきまして中央最低賃金審議会に答申がなされたところでございます。この本年度の目安につきましては、例年と同様、後日開催させていただきます群馬地方最低賃金審議会本審で正式に伝達させていただきます。</p> <p>最低賃金につきましては、例年に増して社会的関心が高まっております。また審議そのものにつきましても注目されてきているところでございます。</p> <p>群馬県最低賃金の改定に関してご審議を始めていただくにあたりまして、群馬県における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力等の実態として各種の数値や指標などをお示しさせていただきながら、その内容を踏まえていただきまして、適切また慎重なご審議をいただければと思っております。</p> <p>以上を持ちましてご挨拶とさせていただきます。本日は審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、当専門部会の委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。</p> <p>これから先は、着座にて失礼いたします。</p> <p>6月28日に、群馬労働局長が群馬地方最低賃金審議会長に群馬</p>

<p>各委員</p> <p>事務局</p> <p>各委員</p>	<p>県最低賃金の改正の決定について諮問を行ったことにより、本専門部会が設置されています。</p> <p>専門部会を組織する関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員につきまして、公示により候補者の推薦を求めましたところ、関係者から候補者の推薦がありました。選考させていただいた結果、本日お集りいただいた、それぞれ3名の方々に対して群馬労働局長から委嘱発令をさせていただいております。</p> <p>なお、公益を代表する委員につきましては、審議会の公益委員の中から任命させていただいております。</p> <p>委員の皆様への委嘱状は、労働局長からお渡しすべきところですが、時間の関係もございますので、あらかじめお席に置かせていただいております。失礼とは存じますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の資料1の委員名簿の順に従いまして、専門部会の委員の皆様を紹介させていただきます。</p> <p>まずは、公益を代表する委員といたしまして、小淵委員、谷口委員、米本委員、次に、労働者を代表する委員といたしまして、増戸委員、松葉委員、村山委員、次に、使用者を代表する委員といたしまして、五十嵐委員、池畠委員、宇井委員。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきましてよろしくようお願いいたします。</p> <p>次に、次第の4番の部会長、部会長代理の選出に進ませさせていただきます。</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項により、専門部会の部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとなっております。</p> <p>慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が取られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、公益委員から事前に協議いたしました結果より、部会長には、■■■■委員、部会長代理には、■■■■委員をそれぞれ選出することとさせていただきます。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
----------------------------------	---

事務局	<p>ありがとうございます。全会一致で選任されたということを確認させていただきます。</p> <p>それでは、部会長になられました■■■委員、部会長代理になられました■■■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。</p> <p>最初に部会長になられました■■■委員からお願いいたします。</p>
■■■委員	<p>■■■でございます。</p> <p>この専門部会は群馬県の本年度の最低賃金を決定するというプロセスにおきまして極めて重要な場であると認識しております。部会長といたしまして誠心誠意努めて参りたいと思いますので委員の先生方のご指導ご鞭撻のほど何卒宜しくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。続きまして、部会長代理になられました■■■委員をお願いいたします。</p>
■■■委員	<p>■■■でございます。</p> <p>物価賃金が大変変動する中、本委員会の役割も大変重要になってきているかと存じます。部会長をサポートしながらしっかりと仕事をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。これからの議事進行につきましては、■■■部会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは、次第の5番の議題に入らせていただきます。</p> <p>(1)の令和6年度群馬県最低賃金専門部会の運営につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料2の「群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程」についてご説明いたします。</p> <p>専門部会運営規程では、専門部会の目的、構成、会議の招集、委員の欠席、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告、専門部会の廃止などが規定されております。</p> <p>このなかで、第6条関係、専門部会の会議の公開・非公開の取り扱い、第7条関係、議事録など関係資料の公開・非公開の取り扱い、そして、専門部会の開催に関して回数や意見聴取、など3点についてご説明いたします。</p> <p>まず、1点目といたしまして専門部会の会議の公開・非公開につ</p>

	<p>きまして、ご説明いたします。</p> <p>当専門部会の会議は、専門部会運営規程第6条第1項のただし書きにございます「公開することにより、率直な意見の交換などが不当に損なわれるおそれがある」等に該当するとして、例年、第1回目から非公開とされております。</p> <p>6月28日に開催されました第1回目の群馬地方最低賃金審議会では、当専門部会の公開・非公開にかかる意向について協議をいただいた結果、「当初から専門部会を非公開とすべきであるという審議会の意向を専門部会に伝える。」とする結論に達したところでございます。この結論は、昨年の中最低賃金審議会の目安小員会において三者が集まって議論する場は公開するとされたことを踏まえて協議が行われた結果でもあります。</p> <p>この審議会の意向も参考にいただき、当専門部会の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明のように、当専門部会は、例年、第1回目から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、公開の要請等もあったことから、令和2年度より審議会において専門部会の会議の公開・非公開が協議され、今年も協議したところ、「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されました。</p> <p>部会長としましては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、専門部会運営規程第6条第1項のただし書き「公開することにより、率直な意見の交換などが不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、当専門部会は第1回目から非公開とすることが適当と考えます。</p> <p>ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご賛同いただけたと理解いたしました。</p> <p>本年度も当専門部会の会議は第1回目から非公開といたします。</p> <p>引き続き、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2点目でございます。</p> <p>専門部会の議事録や資料の公開・非公開についてご説明いたし</p>

	<p>ます。</p> <p>専門部会運営規程の第7条をご覧ください。第2項で、議事録や資料は、会議同様に原則公開とされていますが、ただし書きにおいて、「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合など、部会長が議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる」とされております。</p> <p>また、同条の第3項では、「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開する。」としています。</p> <p>当専門部会の議事録、資料につきましては、令和2年度より、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は「公開用議事録」には表示しないかたちで公開しています。</p> <p>また、専門部会の最後に一部非公開とすべき発言や資料の有無を確認したうえで、原則、公開とさせていただいております。</p> <p>労働局ホームページにも同様にして掲載させていただいているところです。</p> <p>こうした経過なども踏まえていただき、本年度における議事録、資料等の公開・非公開についても、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求が行われた場合には、法律に規定された不開示情報を除き開示されることになります。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。説明のあった2点目は、専門部会の議事録、資料の公開・非公開についてです。</p> <p>事務局説明のとおり、当専門部会の議事録等は、令和2年度より原則公開としているところです。</p> <p>加えて、労働局ホームページへの掲載もしております。</p> <p>本年度も、当専門部会の議事録等については、各回の専門部会の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。それでは、本年度も専門部会の議事録、資料については、公開といたします。</p>

	<p>重要ですので、もう一度公開の方法を整理いたします。</p> <p>「公開用議事録」には発言者の個人名は表示しないことといたします。</p> <p>事務局が準備している資料についても公開を基本としますが、審議過程において各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することといたします。</p> <p>また、このような委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断することといたします。</p> <p>以上でよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございます。このほかに、運営規程について何かご意見、ご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
部会長	特にないようであれば、事務局は次の説明をお願いいたします。
事務局	<p>3点目でございます。</p> <p>ただいま、運営規程に関してご審議をいただきましたが、このほか、専門部会の開催回数や意見聴取・意見陳述等の実施の有無についてご審議いただきたいと思っております。専門部会の開催は3回程度とされ、また、専門部会のなかでは意見聴取や意見陳述は行わないこととされております。</p> <p>以上の取り扱いについても、ご審議をお願いいたします。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明のとおり、専門部会の運営規程にかかわることの他では、例年、専門部会は3回で終了すること、また、意見聴取や意見陳述は実施しないこととしています。</p> <p>本年も、同様の扱いとしたいと考えますがいかがでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	ご賛同いただけましたので、そのようにさせていただきます。

事務局	<p>次に、(2)の最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>資料3をご覧ください。最低賃金審議会令第6条第5項と第7項を抜粋しております。</p> <p>最低賃金審議会の意思決定は、本審の議決によってなされることですが、最低賃金審議会令第6条第5項にかかる運用として、専門部会において全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができる、とされております。このことについて6月28日に開催された審議会におきまして、この取り扱いを適用するという議決をいただいておりますのでご報告いたします。</p> <p>次に、専門部会の廃止にかかる規程として、最低賃金審議会令第6条第7項では「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されています。運営規程第9条に規定されているように、専門部会は異議の申出期間が満了したときをもって廃止になりますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、専門部会の廃止に伴う解任の通知文書につきましては、交付を省略させていただきたく存じます。ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明のとおり、当専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、専門部会の決議が審議会の決議となります。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>また、当専門部会の廃止の時期と解任通知の省略について説明がございました。これにつきましてもご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、(3)の群馬県最低賃金改正決定に係る審議につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>配布いたしました資料のご説明をいたします。</p> <p>資料4は、審議会、専門部会の開催日程でございます。一番右側の列が今年度の日程でございます。ご確認をお願いいたします。</p> <p>次に、資料5は、6月28日に群馬労働局長が群馬地方最低賃金審議会長あてに、群馬県最低賃金の改正決定について諮問させていただいた諮問文の写しでございます。専門部会において審議いただく際には、地域別最低賃金の決定の3要素であります、①地域</p>

	<p>における労働者の生計費、②地域における労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力、この3つを総合的に勘案していただくなどしつつ、骨太の方針などにも配意したご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>資料6には、諮問後に、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見聴取の公示を行いましたところ、4件の意見書の提出がありましたので、添付しております。</p> <p>資料6の(1)は、全労連・全国一般群馬労働組合から提出されました「群馬地方最低賃金審議会に対する意見書」でございます。</p> <p>(2)は、生協労連コープネットグループ労働組合から提出されました「2024年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書」でございます。</p> <p>次の(3)は、群馬県自治体一般労働組合から提出されました「最低賃金の改善を求める意見陳述書」でございます。</p> <p>最後になります(4)は、群馬県労働組合会議から提出されました「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」でございます。</p> <p>ここで一旦説明を区切らせていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。ここまでの事務局からの説明で、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
各委員	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>ご意見等がなければ、次の資料について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、資料7から資料19について、ご説明いたします。</p> <p>資料7は、生活保護法の条文でございます。</p> <p>資料8は、生活扶助基準額でございます。</p> <p>資料9は、令和5年度の群馬県の生活保護基準額表でございます。</p> <p>資料10は、群馬県内の級地別人口の表でございます。</p> <p>資料11は、北関東三県の地域別最低賃金、新規高卒者初任給、標準生計費、有効求人倍率、消費者物価指数の比較対象表でございます。</p> <p>資料12は、毎月勤労統計調査結果の令和5年分結果確報でございます。</p> <p>資料13は、消費者物価地域差指数の令和5年の結果でございます。</p>

	<p>す。</p> <p>資料 14 は、令和 3 年のパートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の結果でございます。</p> <p>資料 15 から 19 は、中央最低賃金審議会の目安小委員会における配布資料でございます。</p> <p>以上が本日ご用意した資料でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局から資料の説明がございました。</p> <p>これらの資料につきまして、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。それでは、事務局から提供された以上の資料や審議会長あてに提出された「意見書」の意見等も十分踏まえながら、今後専門部会において審議を行ってまいりたいと存じます。</p> <p>最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
事務局	特にございません。
部会長	はい、本日の審議事項は以上ですが、全体を通して他にご意見等ございましたらお願いいたします。
各委員	【特になし】
部会長	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>それでは最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったかと思われませんが、非公開事項は無し、ということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>非公開事項は無し、と確認いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで第 1 回の群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議誠にありがとうございました。</p>